

益城町立木山中学校ホームページ作成規程

1 ホームページ作成の目的

- (1) 木山中学校の日々の歩みや成果を情報発信することで、生徒や保護者が日々の学校生活により関心をもてるようにする。
- (2) 生徒自らも学級紹介、部活動紹介、生徒会活動紹介の作文作成等でホームページづくりに関わる中で、生情報収集力、情報発信力、情報モラルを身につけさせる機会とする。

2 管理責任者等の明示

ホームページには、「熊本県教育情報システム登録機関」である旨の表記と、機関の名称、住所、電話番号、管理責任者名、運用担当者名、問い合わせ先、情報の更新期日等、必要な情報を掲載する。

3 データの保護・管理・情報更新

- (1) ホームページの掲載内容については、学校長の許可を得る。
- (2) ホームページのデータの保護・管理はホームページ運用担当者が行う。
- (3) ホームページのデータの情報更新は校内にて、ホームページ運用担当者が行う。

4 関係法令等の遵守

- (1) ホームページ作成に当たっては、著作権、知的所有権、肖像権等の保護を目的とする法令に違反する行為をしない。
- (2) 生徒の作品の掲載に当たっては、本人の承諾を得るなど、適切な手だてをとる。

5 個人情報の保護

ホームページに生徒の情報を掲載するに当たっては、個人情報の保護に配慮する。

- (1) 生徒の氏名については、フルネームでの表記をしない。
- (2) 生徒の写真については、個人が特定できないようにする。
- (3) 生徒の年齢、住所、電話番号、生年月日、家族関係等プライバシーに関わる事項は掲載しない。
- (4) 生徒の意見や主張、感想等については、個人が特定できないようにする。

6 情報発信のモラル

- (1) 「5 個人情報の保護」に従い、個人情報の保護をする。
- (2) 他人を誹謗中傷する表現はしない。
- (3) 虚偽の表現はしない。
- (4) 特定の政治活動や宗教活動、個人の信条等を支援又は誹謗する表現はしない。

7 人権への配慮

ホームページ作成に当たっては、人権を尊重し、不適切な表現等はしない。特に、身体性、学歴、出身、民族、宗教、病気等の表現に当たっては、十分な配慮をする。

8 リンク

- (1) 熊本県教育情報システム登録機関間のリンクは自由に行うことができる。
- (2) ホームページから、本システム登録機関以外の教育上有用な内容を有するURLにリンクする場合は、必ず相手の許諾を得ること。

9 ホームページの更新

- (1) 本システムの効果的な活用を促すため、ホームページの情報の更新に努めること。少なくとも月に一回は情報更新を行う。
- (2) ホームページ運営担当者の引継ぎを確実にを行い、更新手続きが滞ることがないようにする。

参考資料：熊本県教育情報システムホームページ運用規程

平成28年5月11日